

随意契約の状況			担当課 : サーモン推進室推進係	
			契約日 : 令和5年11月10日	
物品名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額 (税抜)
トラウトサーモン 種苗	八雲町熊石サーモン種苗生産施設において生産したトラウトサーモン種苗 5,300尾を町から右記の者へ売却したものの。	令和5年11月10日～ 令和5年11月15日	青森県西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜5-7 日本サーモンファーム株式会社 代表取締役社長 鈴木宏介	1,836,450円 (1,669,500円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>熊石サーモン種苗生産施設における種苗生産は、上記事業者から技術指導を受けながら共同での試験として取り組んだものであり、海面生簀への移出後についても成育状況に関する情報交換や技術指導を受けられることから、上記事業者を契約の相手方として選定したものである。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格以上であったため、随意契約を行ったものである。</p>				